

大和町建設工事入札参加業者等指名停止要領

(要旨)

第1条 この要領は、大和町建設工事執行規則（平成14年大和町規則第11号。以下「規則」という。）第4条第3項の規定に基づき建設工事入札参加資格の承認を受けた者及び建設関連業務等に係る競争入札参加資格の承認を受けた者（以下「有資格業者」という。）の指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の決定)

第2条 町長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、別表各項に定める期間の範囲内で期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止の開始日は、町長が定める日とする。

3 町長は、指名停止を行ったときは、指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、入札の執行前には指名を取り消し、入札執行後契約締結前には当該契約の締結を辞退するよう当該有資格業者に勧告するものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体又は事業協同組合（以下「共同企業体等」という。）について指名停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。次項において同じ。）について、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止を受けた有資格業者を構成員に含む共同企業体等について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

4 前条第2項の規定は、前3項の規定により指名停止を行ったときに準用するものとする。

(指名停止の期間の特例等)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該各措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第12項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第12項までの措置要件に該当することとなったとき。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認める場合は、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を免除し、又は当該短期の2分の1までに期間を短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果

を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間は、事案ごとに2年を超えることができない。
- 7 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の決定通知)

第5条 町長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、建設工事等指名停止通知書(様式第1号)又は、建設工事等指名停止変更通知書(様式第2号)により当該有資格業者に対し通知するものとする。ただし、当該有資格業者に町長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- 2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において必要があると認めるときは、改善措置について報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請負等の禁止)

第7条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、工事執行者の契約に係る工事を下請負し、若しくは受託し又は完成保証人になることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 町長は、指名停止までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で警告を行うことができる。

(町工事請負業者審査委員会への付議)

第9条 町長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行なおうとするとき、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、同条第7項の規定により指名停止を解除しようとするとき、第6条の規定により随意契約の相手方として承認しようとするときは、町工事請負業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)に付議するものとする。ただし、審査委員会を開くことができない特別の事由があるときは、この限りでない。

(指名回避)

第10条 町長は、別表各項に該当する事実を知ったときは、当該事実を知った日から第2条の規定による指名停止の決定があるまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

(指名停止の公表)

第11条 町長は、第2条第1項及び第3条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、又は第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更した場合は、当該登録業者名等について公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年12月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 建設工事入札参加業者指名停止要領(平成11年2月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号の改定)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(指名停止の公表の改定)

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認申請書資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 町と締結した請負契約に係る工事(以下「町発注工事」という。)の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、町発注工事について次の各号の一に該当するとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、工事請負契約を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く)を与えたと認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 町発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の各号のいずれかに掲げる者が町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)(以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの。(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの。(以下「使用人」という。)</p> <p>10 次の各号のいずれかに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 次の各号のいずれかに掲げる工事において、業務に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> <p>(1) 町発注工事</p> <p>(2) 県内における(1)以外の工事</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>12 次の各号のいずれかに掲げる工事において、代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町発注工事</p> <p>(2) 県内における(1)以外の工事</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 前各項に掲げる場合のほか、県内における工事等の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

住所又は所在地
商号又は名称
代表者

殿

大和町長

建設工事等指名停止通知書

このたび、① は、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり建設工事等の入札に係る指名を停止する。また、指名停止の期間中は町発注工事等を下請し、若しくは受託することができないので通知する。

②なお、再度かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について速やかに報告されたい。

記

指名停止の期間 年 月 日から
 年 月 日まで

(注) ①には、指名停止に至った理由を簡潔に記述する。

②には、必要に応じて記述する。

住所又は所在地
商号又は名称
代表者

殿

大和町長

建設工事等指名停止変更通知書

さきに通知した建設工事等指名停止については、今般下記のとおり変更したので通知する。

記

変更前の指名停止の期間 年 月 日から
 年 月 日まで

変更後の指名停止の期間 年 月 日から
 年 月 日まで

大和町指名停止情報

年 月 日現在

承認番号	指名停止中の事業者の 名称又は商号	指名停止期間	指名停止事由	